

# 特別徴収税額通知 (納税義務者用)の 電子化について

11月7日 豊島区税務課

# 電子申告件数及び利用率の推移

(各年度4月1日から3月31日)

税目		27年度	28年度	29年度	29年度 電子化率
個人住民税 (給報)	全件	203,100	218,520	225,024	44.8%
	うち電子申告	72,460	84,037	100,861	
個人住民税 (年報)	全件	82,860	83,577	83,117	99.7%
	うち電子申告	81,714	82,761	82,861	

全件...4月1日から翌年3月31日までに受け付けた電子申告・光ディスク等の提出媒体・紙媒体による提出件数

# 税額通知データ(電子署名有り)を希望している事業所割合について

区分\年度	平成29年度
eLTAX提出事業所	21,111
うち電子による税額通知の受け取りを希望している事業所	2,083 (9.87%)

# 納税義務者用電子化懸念事項 (その1)

【懸念】現在、特徴義務者用電子署名有りの税額通知データを正本とする変更が行われているが、自治体ごとに移行スケジュールが異なるため、移行期間中は事業所の事務負担が増大している。

【対応】納税義務者用税額通知電子化においては、各自治体が横並びで事業を開始し、事業所にも給報電子化を呼びかける。なお、円滑な電子通知を可能とするため、自治体等において、十分なテスト等を行うことが必要。

# 納税義務者用電子化懸念事項 (その2)

【懸念】特別徴収義務者(事業所)の情報が、給与支払報告書提出後に変更となった際に、電子データが届かない(不達)となるケースが多数ある。

〈例〉情報保護の観点から、電子データでの報告事業所に対しては「保護番号(次スライド参照)」を伝達する。

この番号が届かない際の処理で、自治体間の対応に差があることは望ましくない。

【対応】保護番号は全自治体で同一となるため、自治体ごとに対応するのではなく、地方税電子化協議会が統一した対応をしていただくのが望ましい。

【参考】

# 保護番号について

税額通知データ(正本)のダウンロード及び到達状況の更新を行う際に必要なもの。保護番号は特別徴収税額通知データに関するお知らせを受け取るメールアドレス(給与支払報告書提出時に設定)に格納通知と共に通知される。

## メールアドレスが誤っていた場合

平成29年度はeLTAX専門ヘルプデスクにより保護番号が不達の可能性のある事業所リストについて情報が提供されている。30年度以降は、自治体の不達となった事業者を検索し、一覧化してリストをダウンロードできるシステムになる。

# 納税義務者用電子化懸念事項 (その3)

【懸念】現在、特徴義務者用電子署名有りの税額通知データを正本とする変更が行われているが、納税者用税額通知書、納入書を紙で送付するため、自治体の事務の軽減につながらない。(紙の書類が一部でも残ることへの不安)

【対応】納付書の電子化においては、平成31年度に開始が予定されている「地方税共通納税システム」の稼働が必須と考える。

## 【特徴税額通知に係る事業者への通知等送付状況】

豊島区では30年度から税額通知データ(特徴義務者用)について正本として電子署名を付与したものを通知するが、納税義務者用の通知と納付書は郵送で送る必要がある。(なお、30年度は、特徴義務者用通知を紙媒体でも提供)

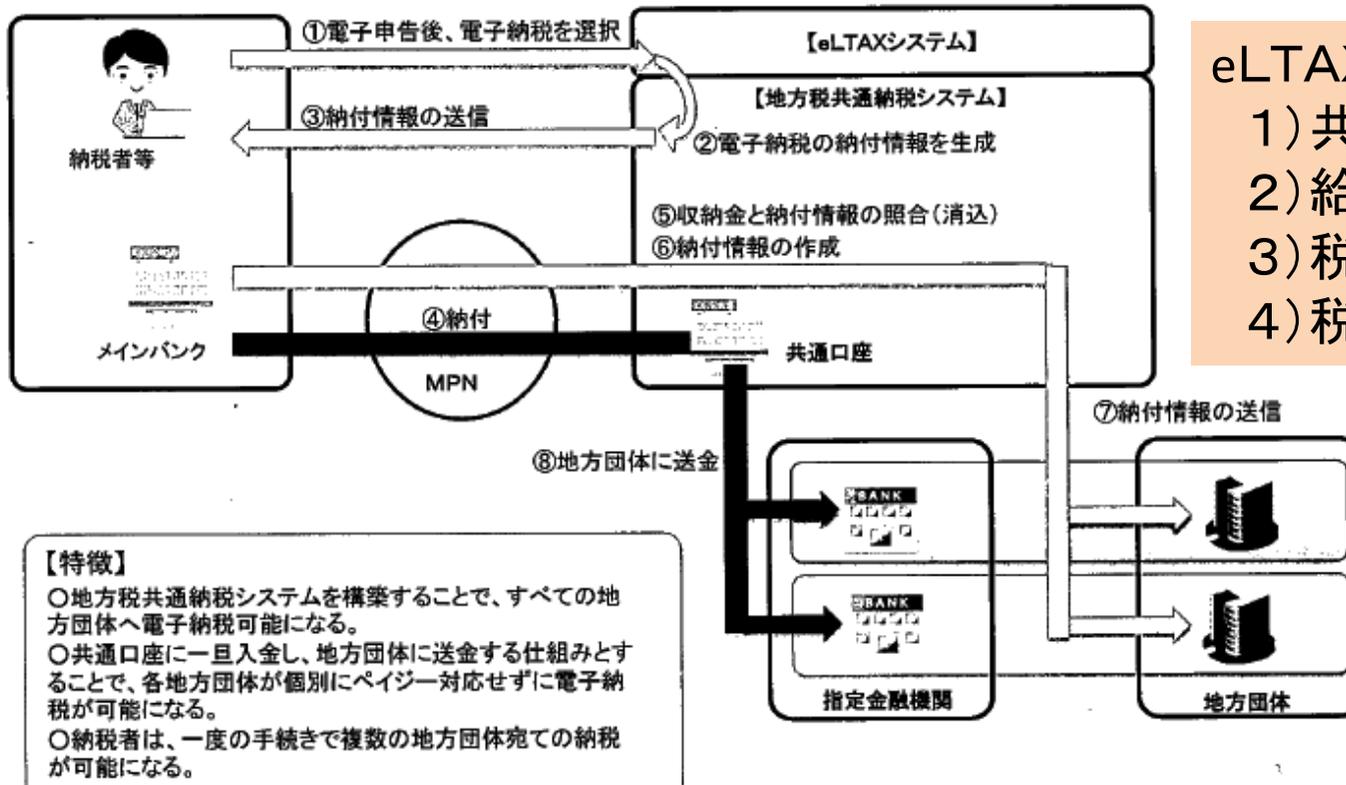
税額通知書等\受取方法の希望	電子データ	書面	希望登録無
税額通知データ (特徴義務者用)	○	×	×
税額通知書【紙媒体】 (特徴義務者用)	× (※)	○	○
税額通知書【紙媒体】 (納税義務者用)	○	○	○
納付書【紙媒体】	○	○	○

※ 当面、紙通知も併せて送っている自治体がある。

# 地方税共通納税システムに注目

## <参考> 地方税共通納税システムでの納税手続き

納税者は、地方税共通納税システムを用いて、複数団体の地方税を一括して納税可能になる。地方団体は、納税済通知書の代わりに納付情報を電子データにて受け取ることが可能となる。



## eLTAXの利用拡大

- 1) 共通納税システム
- 2) 給与支払報告書
- 3) 税額通知(会社宛)
- 4) 税額通知(本人宛)

**地方税共通納税システム**  
**(企業側がどこの自治体と意識せずに納付が可能)【平成31年度稼働予定】**